

豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、豊橋市（以下「市」という。）が交付する浄化槽設置整備事業（以下「補助事業」という。）の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第2項の構造基準に適合し、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上かつ放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。ただし、処理対象人員10人以下のものについては、全国浄化槽推進市町村協議会に登録した浄化槽に限る。
- (2) 環境配慮型浄化槽 別表第1に掲げる性能要件を満たす浄化槽をいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）施行以前の浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽をいう（し尿のみを処理するものに限る。）。
- (4) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管に関する工事をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、単独処理浄化槽又は汲み取り槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）を撤去する場合において、処理対象人員50人以下の環境配慮型浄化槽を設置する者であつて、次の各号のいずれにも該当する者に対して補助金を交付する。

- (1) 別表第2に定める地域内において実施する者。
 - (2) 別表第3に掲げる建築物において実施する者。
 - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を要しない者。
 - (4) 本市に納付すべき市税を滞納していない者。
 - (5) 申請日時点で豊橋市に住民登録がある者。ただし、申請日時点で豊橋市内に住民登録が確認できない場合において、その理由がやむを得ないものとして市長が認める場合は除く。
- 2 市長は、単独処理浄化槽等を撤去することができない正当な理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、補助金を交付することができる。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表第4に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表に定める限度額と環境配慮型浄化槽の設置費を比較して少ないほうの額とする。ただし、設置しようとする人槽が、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」表による算定基準を上回る場合は、同表により算定した人槽の補助金を限度額とする。

2 環境配慮型浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽等の撤去処分費の補助金の額については、別表第5に定める限度額と環境配慮型浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽等を撤去する費用を比較して少ないほうの額とする。

3 環境配慮型浄化槽の設置に伴う宅内配管工事費用の補助金の額については、別表第6に定める限度額と環境配慮型浄化槽の設置に伴い宅内配管工事に要した費用を比較して少ないほうの額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、環境配慮型浄化槽を設置する前に補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し

（2）排水経路図

（3）設置場所の案内図

（4）工事請負契約書の写し（ただし、工事内容及び代金が記載されたものに限る。

また、単独処理浄化槽等の撤去処分費及び宅内配管工事費用の補助金の交付を受けようとする場合も同様とする。）

（5）工場生産浄化槽認定シート又は設計計算書の写し

（6）全国浄化槽推進市町村協議会に登録された環境配慮型浄化槽にあつては浄化槽メーカー等の登録証の写し及び登録浄化槽管理票

（7）豊橋市税の納付状況に係る誓約書

（8）その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3）により、それぞれ通知する。

（変更承認申請等）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その後、補助金申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認（様式第4の2）を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工の確認)

第8条 市長は、補助事業を適正に執行するため、環境配慮型浄化槽の設置工事、単独処理浄化槽等の撤去工事及び宅内配管工事の状況を必要に応じて現場において確認する。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業の完了後速やかに、実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し(補助対象者が当該環境配慮型浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査契約書(7条・11条)の写し及び浄化槽法定検査依頼書(7条検査手数料納入済)の副本
- (3) 環境配慮型浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し(併せて単独処理浄化槽等の撤去処分工事及び宅内配管工事を行う場合は、撤去処分及び宅内配管工事に要した費用の請求書及び領収書の写し)
- (4) 浄化槽設備士による工事のチェックリスト
- (5) 施工の写真(併せて単独処理浄化槽等の撤去処分工事及び宅内配管工事を行う場合は、その工事写真)
- (6) 施工後の配置・配管図面
- (7) 施工後の配置・配管図面に、宅内配管工事の工事写真を撮影した位置・撮影方向を明示したもの(宅内配管工事を行う場合)
- (8) 既存単独処理浄化槽等の最終清掃実施記録の写し
- (9) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (10) 浄化槽使用廃止届出書の写し(単独処理浄化槽からの転換の場合)
- (11) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による報告の最終期日は、当該年度の2月25日とする。ただし、2月25日が豊橋市の休日を定める条例(平成3年条例第3号)で規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をその最終期日とする。

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該補助事業が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第6)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、市の指定する請求書による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 維持管理を適正に行わないとき。

(4) その他、浄化槽法並びにこれに基づく命令及び条例に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(維持管理)

第14条 補助金の交付を受けたものは、当該環境配慮型浄化槽の機能が正常に稼動するよう、適正な維持管理をしなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1

浄化槽の消費電力が以下の表 1-1 の消費電力基準以下であること。

環境配慮型浄化槽の性能要件			
表 1-1 消費電力基準 (通常型、BOD 10mg/L、りん除去型)			(単位 W)
人槽 [人]	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD 10mg/L 以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n (10 人槽以上)	$n \times 7.5$	$n \times 10.2$	$n \times 15.7$

別表第 2

補助対象地域
<p>豊橋市域のうち、下水道法第 4 条第 1 項又は同法 25 条の 23 第 1 項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次に定める区域を除く地域とする。</p> <p>(1) 豊橋市地域下水道条例 (平成 11 年 3 月 31 日条例第 28 号) で定める地域下水道処理区域</p> <p>(2) その他市長が指定する区域</p>

別表第 3

単独処理浄化槽及び汲み取り槽から環境配慮型浄化槽へ転換を行う建築物で以下に該当するもの

(1) 専用住宅
(2) 床面積の1/2以上を居住の用に供する併用住宅
(3) 集合住宅
(4) その他市長が認める建築物

別表第 4

補 助 金 額	
環境配慮型浄化槽の人槽区分	限 度 額 (円)
5人槽	332,000
6～7人槽	414,000
8～50人槽	548,000

別表第 5

補 助 金 額	
区 分	限 度 額 (円)
環境配慮型浄化槽設置に伴う 単独処理浄化槽の撤去	150,000
環境配慮型浄化槽設置に伴う 汲み取り槽の撤去	120,000

別表第 6

補 助 金 額	
区 分	限 度 額 (円)
環境配慮型浄化槽設置に伴う 宅内配管工事	330,000

様式第1

補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住 所
氏名又は名称
法人にあって
は代表者氏名
電 話

豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 設 置 場 所			
2. 設 置 状 況	1. 単独処理浄化槽から浄化槽 2. 汲み取り槽から浄化槽		
3. 浄 化 槽 の 型 式	名 称	認 定 番 号	
4. 浄 化 槽 の 人 槽	人 槽		
5. 交 付 申 請 金 額	円	(内訳)	
		設置費	円
		撤去費	円
		配管工事費	円
6. 浄 化 槽 の 登 録	1. 有 (登録番号) 2. 無		
7. 住 宅 所 有 者	1. 本 人 2. その他 ()		
8. 建 築 物 の 種 類	1. 専用住宅 <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同 (戸) 2. 併用住宅 3. その他 ()		
9. 浄化槽設備士の氏名 免状の交付番号	第 号		
10. 浄化槽工事業者 (特 例浄化槽工事業者) の氏名・登録 (届出 受理) 番号	愛知県知事 (登 届) 号		
11. 着 工 予 定 年 月 日	年	月	日
12. 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日
添付書類 (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し (2) 排水経路図 (3) 設置場所の案内図 (4) 工事請負契約書の写し (工事内容及び代金が記載されたものに限る。また、単独処理浄化槽撤去処分費及び宅内配管工事費の補助金の交付を受けようとする場合も同様とする。) (5) 工場生産浄化槽認定シート又は設計計算書の写し (6) 全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し及び登録浄化槽管理票 (7) 豊橋市税の納付状況に係る誓約書 (8) その他市長が必要と認めるもの			

様式第 2

補助金交付決定通知書

豊橋市指令環廃第 号

申請者 住 所
氏名又は名称
法人にあって
は代表者氏名
電 話

様

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、
下記のとおり決定したので浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 6 条
第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長

記

交付金額	金 円	(内訳)	
		設置費	円
		撤去費	円
		配管工事費	円
浄化槽の人槽	人槽		
交付予定時期			
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1. 補助金申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。2. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。3. 豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を遵守すること。		

様式第3

補助金不交付決定通知書

豊橋市指令環廃第 号

年 月 日

様

豊橋市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記の理由により不交付と決定したので、豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

(理由)

様式第 4

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

豊橋市長 様

補助対象者 住 所
氏名又は名称
法人にあつて
は代表者氏名

次のとおり申請内容を変更したいので、豊橋市浄化槽設置整備事業補助金
交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋指令環廃第 号
補助金交付申請 内容の変更	変更前		
	変更後		
変更又は中止 (廃止) の理由			
変更又は中止 (廃止) の年月日	年 月 日		
添付書類			

様式第4の2

変 更 承 認 通 知 書

豊橋市指令環廃第 号

補助対象者 住 所
氏名又は名称
法人にあって
は代表者氏名 様

年 月 日付け豊橋市指令環廃第 号により交付決定した補助金の申請内容について次のとおり変更 [補助事業の中止 (廃止)] を承認したので、豊橋市浄化槽補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長

変 更 内 容	変更前		
	変更後		
変更前の交付金額	円	(内訳)	
		設置費	円
		撤去費	円
		配管工事費	円
変更後の交付金額	円	(内訳)	
		設置費	円
		撤去費	円
		配管工事費	円
変 更 増 減 額	円		
交 付 の 条 件	<p>1. 補助金申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>2. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>3. 豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を遵守すること。</p>		

実 績 報 告 書

年 月 日

豊橋市長 様

補助対象者 住 56所
 氏名又は名称
 法人にあって
 は代表者氏名

年 月 日付け豊橋市指令環廃第 号により補助金の交付決定の通知を受けた浄化槽の設置整備事業が完了したので、豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円	(内訳)	
	設置費	円
	撤去費	円
	配管工事費	円
2. 完了年月日 年 月 日		
添付書類 (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し (2) 浄化槽法定検査契約書 (7 条・11 条) の写し及び浄化槽法定検査依頼書 (7 条検査手数料納入済) の副本 (3) 浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し (併せて単独処理浄化槽の撤去処分工事及び宅内配管工事を行う場合は、撤去に要した費用の請求書及び領収書の写し) (4) 浄化槽設備士による工事のチェックリスト (5) 施工の写真 (併せて単独処理浄化槽等の撤去処分工事及び宅内配管工事を行う場合は、その工事写真) (6) 施工後の配置・配管図面 (7) 施工後の配置・配管図面に、宅内配管工事の工事写真を撮影した位置・撮影方向を明示したもの (宅内配管工事を行う場合) (8) 既存単独処理浄化槽等の最終清掃実施記録の写し (9) 浄化槽使用開始報告書の写し (10) 浄化槽使用廃止届出書の写し (単独処理浄化槽からの転換の場合) (11) その他市長が必要と認めるもの		

補助金交付額確定通知書

豊橋市指令環廃第 号
年 月 日

様

豊橋市長

年 月 日付けで実績報告のあった豊橋市浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

指令年月日	年 月 日	指令番号	豊橋市指令環廃第 号
交付決定額	円	(内訳)	
		設置費	円
		撤去費	円
		配管工事費	円
交付確定額	円		